

毎週火、金曜日発行（但休日）に当たるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 教育職員の免許状の授与
- 結核予防法による医療機関の指定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 土地改良区の成立
- 新たに行なおうとする土地改良事業の認可
- 土地改良区の定款変更の認可
- 健康保険法による保険医療機関の指定
- ◇教育告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の実施

## 告示

鳥取県告示第六百六十三号  
教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第

五条の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和三十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類	番 号	氏 名	本籍地
高等学校教諭二級	昭三八高二	松田美喜代	鳥取県東伯郡東伯町
普通免許状	普第五号	松田美喜代	鳥取県東伯郡東伯町

鳥取県告示第六百六十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開設者
昭和三十八年十一月二十三日	大津医院	倉吉市福吉町一三八九番地五	大津 鎮雄

鳥取県告示第六百六十五号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次の道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、鳥取県土木部道路課において、この告示の日から八月間一般の縦覧に供する。  
 昭和三十八年十二月二十四日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	区域変更の敷地の市員延		備考
			前後別	メートル	
県道	上井北条線	倉吉市下古川字宮の下二二六の一 同 市井手畑字来源寺四八五の一 まで	前	二、五〇七、〇	九〇〇、〇
			後	三、五〇一、〇	

鳥取県告示第六百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和三十八年十二月二十四日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、鳥取県土木部道路課において、この告示の日から八月間一般の縦覧に供する。  
 昭和三十八年十二月二十四日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	供用開始の区間
県道	上井北条線	倉吉市下古川字宮の下から 同 市井手畑字来源寺まで

鳥取県告示第六百六十七号

倉吉市福富一九番六地 福井勝茂ほか二十三人の者から申請のあつた北谷土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により、昭和三十八年十二月二十四日成立した。  
 昭和三十八年十二月二十四日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百六十八号

佐野井手土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする土地改良（かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十八年十二月二十四日認可した。  
 昭和三十八年十二月二十四日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百六十九号

昭和三十八年十二月二十四日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、北条砂丘土地改良区の定款変更を昭和三十八年十二月十八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。  
 昭和三十八年十二月二十四日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百七十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。  
 昭和三十八年十二月二十四日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗





号)により農業に関する学科目の検定に合格した者、旧実業学校教員検定ニ関スル規程(大正11年文部省令第4号)若しくは旧中学校高等女学校教員検定規程(明治41年文部省令第2号)により農業に関する学科目の検定に合格した者又は農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程(昭和34年農林省告示第416号)による研修課程を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学若しくは入所資格とする教育機関(1)及び(2)に規定するものを除く。)において、農業に関する課程を修めて卒業した者で、当該試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と次のア若しくはイの職務に従事した期間又はそれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他

れらと同等以上の教育機関における農業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体に於ける農業に関する技術についての普及指導

(4) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校、旧実業学校令(明治32年勅令第29号)による実業学校、旧師範教育令による師範学校、師範教育令改正の件(昭和18年勅令第109号)施行以前の師範教育令(明治30年勅令第346号)による師範学校、旧高等女学校令(明治32年勅令第31号)による高等女学校、旧中学校令(明治32年勅令第28号)による中学校若しくは旧学校法人自由学園普通科を卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)、旧専門学校入学者検定規程(大正13年文部省令第22号)若しくは旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定に合格した者で卒業又は検定合格後当該試験の実施期日までに(3)のア若

00969

しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

(5) 学校教育法による大学(同法第109条に規定する大学を除く。)を卒業した者又は試験実施期日から起算して1年以内に卒業見込の者で、次の表の左欄に掲げるすべての専門科目につき、それぞれ同表右欄に掲げる単位数以上の単位数を修得したも又は当該単位を修得する見込のあるものは(1)の家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又は卒業する見込のある者とみなす。

専 門 科 目	単 位 数
1 家政学概論	2
2 被服学、衣料学	4
3 食品学、栄養学	6
4 住居学	4
5 家庭管理学、家庭経済学、家庭関係	4
6 育児学、家庭看護学、衛生学	2

7 調理実習、食品加工	6
8 被服実習	4

備考 左欄1から8までは、専門科目群とし、1専門科目群のうちから専門科目1又は2以上にわたつて右欄の単位数以上の単位を修得するものとする。

(6) その他

ア 日本国以外の地域において、旧日本帝国国法令による学校を卒業した者は、日本国におけるこれと同等の学校を卒業した者とみなす。

イ 外国にある学校を卒業した者(6)のアの学校を除く。)は、当該学校の修業年限及び課程に於じて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

ウ 外国の行政機関、教育機関又は団体に於いて、農業に関する技術についての試験研究、教育又は普及指導に従事した者は、知事がこれと相当すると認められた日本国の行政機関、教育機関又は法人格

鳥取県立鳥取高等学校 昭和38年12月24日

鳥取県立鳥取高等学校 昭和38年12月24日

00970

